

速報 江戸川区内にモニタリングポスト設置完了!



モニタリングポストの説明を受ける公明党江戸川総支部のメンバー



モニタリングポストの設置

定点で放射線量を日々観測!

このほど、江戸川区上篠崎4丁目、都立篠崎公園内に空間放射線量の測定をするため、モニタリングポストが設置されました。

区議会公明党は、これまで区民の放射線に対する不安を解消するために多田区長に対し、区独自の放射線量の測定とモニタリングポストの区内設置を強く要望してまいりました。

その結果、区は6月末に区内69ポイントの測定を実施し、更に8月からは小中学校、幼稚園、保育園、公園等の砂場561カ所の測定を行いました。(測定結果は区のHPで公表)

モニタリングポストについては、東京都が独自で都内2カ所(東部地域、多摩地域)に設置を行う方針を発表したことから区議会公明党として、去る7月19日、上野都議と共に都庁に行き石原都知事に対して「江戸川区に設置の要望書」を提出し、その結果、このほど設置が実現しました。

このモニタリングポストは地上1.7mの位置に設置され24時間体制で空間放射線量の測定を実施します。

議員提案例 「歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例」が可決!

区議会公明党が、これまで訴え続けて来た「歩行喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例」が、10月27日の本会議に上程され、全会一致で可決しました。江戸川区議会の歴史の中でも、議員提案による政策条例の議決は初めてのことです。

この条例が、これまで長年にわたり江戸川区が、区民の皆さんと培ってきた「環境をよくする運動」の更なる発展になるように私たちも力を尽くす決意です。

江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例(抜粋)

(目的)
第一条 この条例は、歩行喫煙及び吸い殻・空き缶等のポイ捨ての防止に関し、江戸川区、区民等、事業者及び関係行政機関の責務を明らかにする等必要な事項を定めることにより、環境をよくする地区協議会を中心として進めてきた活動をさらに発展させ、区民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって安全かつ清潔な生活環境を保全することを目的とする。

(区の責務)
第三条 区は、この条例の目的を達成するため、広報、啓発その他必要な施策を推進しなければならない。

(区民等の責務)
第四条 区民は、地域における連帯意識を高め、相互に協力して快適で住みよい地域社会の形成に寄与するため、自主的な地域美化活動を推進するよう努めなければならない。

2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第七条 区民等は、公共の場所において、歩行喫煙及びポイ捨てをしてはならない。

2 区民等は、喫煙により受動喫煙(他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)・火傷その他の被害を生じさせることのないよう配慮しなければならない。

付則
 この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

